

和歌山県すさみ町と奈良県河合町との包括的な連携協力に関する協定書

和歌山県すさみ町（以下「甲」という）と奈良県河合町（以下「乙」という）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の密接な相互の連携及び協働に基づき、甲乙の地域活性化並びに町民福祉の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成する為、次の事項（以下「本連携事項」という）について連携する。なお、更なる詳細は別途甲乙協議の上決定する。

- (1) 災害対策の相互支援に関する事
- (2) 地域資源の相互活用に関する事
- (3) 青少年健全育成に資する交流に関する事
- (4) その他、地域活性化に関する事

（経費）

第3条 甲及び乙が、連携協力して実施する事業の経費については、個別の事業ごとに協議するものとする。

（機密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の機密情報を本連携事項の履行に必要な範囲を超えて第三者に開示してはならないものとし、本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方の承諾を得た場合は第三者に本協定に関して知り得た情報を開示することができる。

（反社会的勢力）

第5条 甲及び乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に定める「暴力団」、同条第6号に定める「暴力団員」、その他「暴力団」又は「暴力団員」に準じる反社会的勢力又は人物との一切の関係を持たないことを確約する。

（協定の変更）

第6条 甲又は乙が本協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により相手方に終了の申し出を行わないときは、本協定は更に1年間継続されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の決定）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年2月13日

（甲）和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4089

すさみ町

町 長

岩田 勉

（乙）奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号

河合町

町 長

森川 喜之